

# 入札説明書

## (上五島支所管内県公舎建築物及び建築設備点検業務委託)

長崎県五島振興局上五島支所総務課

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
上五島支所管内県公舎建築物及び建築設備点検業務委託
- (2) 業務期間  
契約日から令和8年1月30日まで
- (3) 業務場所  
南松浦郡新上五島町有川郷 2346 番地 15、2773 番地 3
- (4) 業務内容  
別添「上五島支所管内県公舎建築物及び建築設備点検業務委託仕様書」のとおり

### 2 入札参加資格及び参加条件

- (1) 入札参加資格  
次に掲げる要件の全てに該当する者であること。  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。  
令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。  
一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等についての告示(7五振上支総第12号)に定める資格を得ていること。  
この公告の日から3の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。  
この公告の日から3の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (2) 入札参加資格を得るための申請の方法  
入札を希望する者は、「競争入札の参加者の資格等(告示)(7五振上支総第12号)」に定める競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和7年9月29日曜日午後5時までに次の提出場所に提出すること。  
(住所)〒857-4211 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷 578-2  
(名称)長崎県五島振興局上五島支所総務課  
(電話)0959-42-1145 (FAX)0959-42-2327
- (3) 入札参加条件  
当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

「競争入札の参加者の資格等(告示)(7五振上支総第12号)」の入札参加資格を有していること。

### 3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年10月7日火曜日 午前11時00分
- (2) 場所 長崎県五島振興局上五島支所 2階第1会議室

#### 【注意事項】

入札及び開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に7の部局に確認すること。

### 4 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札金額(首標金額)は、訂正することができない。

入札書の提出後は、書き換え、撤回することができない。

代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

#### 【注意事項】

代理人が入札する場合は、委任状に押印した印鑑と同一のものを使用すること。

入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札物件名を記入して提出すること。

入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。

誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

入札書の宛名は、長崎県五島振興局上五島支所長 山本 利文宛とすること。

入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

- (2) 入札の方法

電送及び郵送による入札は認めない。

開札の結果、予定価格の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

入札回数は、3回を限度とする。

- (3) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の から により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。

入札者が法令の規定に違反したとき。

入札者が連合して入札したとき。

入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者(代理人を含む)の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認(確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等)による。)ができないとき。

誤字・脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

入札書の首標金額が訂正されているとき。

民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### (4) 落札者の決定方法

長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

##### 【注意事項】

第1回目の入札及び開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度の入札及び開札を行う。

入札回数は3回までとするが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等ではできないので3回目までの金額についても委任を受けること。3回までに決定しない場合は、最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行うので、見積額の準備をすること。なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できないものである。

## 5 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出したとき。

・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

なお、県が定める規模とは次の3区分とする。

規模	3,000万円以上
	3,000万円未満1,000万円以上
	1,000万円未満

入札保証金の免除手続きは、令和7年10月2日木曜日午後5時00分までに必要書類を添えて、五島振興局上五島支所総務課へ持参または郵送(必着)すること。

##### 【注意事項】

・入札保証保険契約締結の際は、業務名を記載するなど、入札保証保険証書から当該業務が保証対象であることが分かるようにすること。

- ・入札保証金額の計算については、消費税 10%込額の 5%となるので、1,000 千円で入札する場合は 50 千円ではなく、55 千円となるので注意すること。
- 50 千円の入札保証金の場合は、909,090 円までしか入札できず、入札は無効となる。
- ・入札保証保険証書は、提出時に内容を確認するので、入札書とは同封しないこと。
- ・入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して 7 日目とすること。
- ・契約実績により免除を申し出る場合は、契約書等の写し（原本証明を行ったもの）を提出すること。（いずれも令和 5 年度から入札日前日までに契約を締結した場合となる。）

## (2) 契約保証金

契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は、契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

なお、県が定める規模とは次の 3 区分とする。

規模	3,000 万円以上
	3,000 万円未満 1,000 万円以上
	1,000 万円未満

契約保証金の納付は、国債又は地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

### 【注意事項】

同種及び同規模以上の契約の履行証明書等（2 件以上）は、令和 5 年度から入札日前日までに契約を締結し、完了した場合となる。

## 6 契約書の作成等

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによる。

## 7 当該契約事務に関する担当部局

（住所）〒857-4211 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷 578-2

（名称）長崎県五島振興局上五島支所総務課

（電話）0959-42-1145（FAX）0959-42-2327